

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成22年8月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ケーズデンキ築館店  
栗原市築館藤木1番48 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社デンコードー 代表取締役 井上 元延  
仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号
- 3 市町村の意見の概要
  - (1) 妊婦やチャイルドシート使用者の駐車優先スペースを確保されたい。
  - (2) 国道からの入り口及び西側駐車場に公共物が存在しているので、新たに構築物を設置する場合は、事前に協議し、許可を得ること。
  - (3) 妊婦や子ども連れの歩行者の安全面に配慮されたい。
  - (4) 栗原市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化の促進に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って適切に対応されたい。
  - (5) 非行防止や健全育成など、子どもの健やかな育ちのための配慮を願う。
  - (6) 騒音規制法に従って適切に対応されるとともに、地域住民等から公害苦情が発生した場合には、事業者の責任において速やかに対応されたい。
  - (7) 当該地域は国道4号線に隣接する商業地域の中にあり、日ごろ、国道の交通量も多く騒音も多発している。当該店舗の周辺には民家も隣接していることから、駐車場需要への対応等をしっかり行い、周辺地域への交通騒音等の対策を願う。
  - (8) 店舗から発生する騒音対策のほか、駐車場でのアイドリングストップや暴走行為への対策を講ずるなど、近隣の子育て家庭に配慮されたい。
  - (9) 子ども連れの方が利用しやすい店舗となるよう配慮されたい。（おむつ交換用ベッドや小児用トイレの設置、粉ミルク用のお湯の提供、子どものプレイスペースなど）
  - (10) 計画地周辺には、築館小学校及び築館中学校があり、工事車両等の通行路は通学路として利用されており、通学する児童生徒の安全確保に十分留意されたい。また、社員や関係車両のみならず、利用客にも安全運転を促し、交通事故防止に配慮願いたい。
  - (11) 廃棄物（危険な物、非衛生な物、子どもにとって有害な物等）が飛散することのないよう留意願いたい。

(12) 駐車場の利用時間後は無人になると思われ、そういった場所は、児童生徒や無職少年等青少年の交流の場となることが危惧される。深夜における店舗及び駐車場の防犯対策を講じるとともに、警備員の巡回や係員の声がけなど、青少年の健全育成に配慮願いたい。

(13) 児童生徒の射幸心をあおるようなゲーム機を設置しないよう配慮願いたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，栗原地方県政情報コーナー及び栗原市役所

6 縦覧期間

平成22年8月6日から平成22年9月6日まで（ただし，閉庁日を除く。）